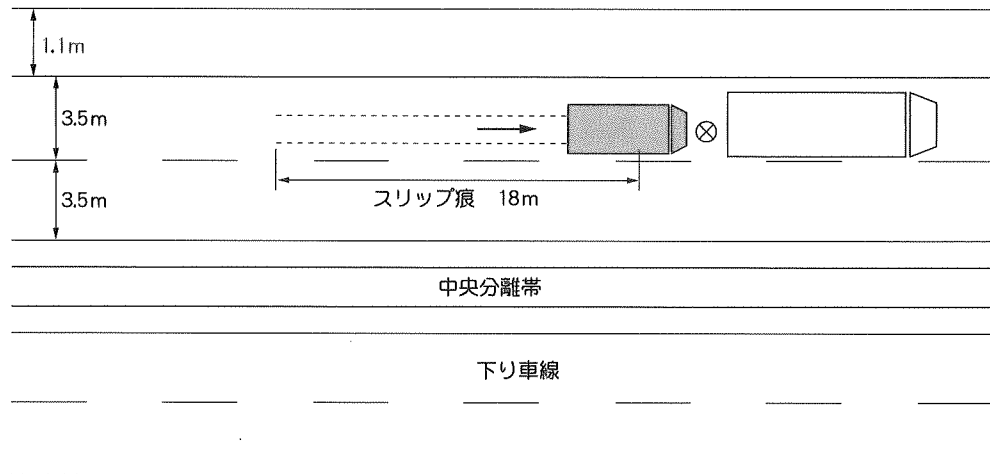


事例 5

渋滞の最後尾で停車中の大型貨物車に普通貨物車が追突

発生日時	8月某日午前1時45分頃	天候	
道路状況	中央分離帯のある片側2車線の自動車専用国道で制限速度60km/h、当時渋滞中		
事故災害の内容・程度	追突した普通貨物車の運転者が死亡した。		

見取図



発生状況

自動車専用国道上り線を進行中の普通貨物車が、前方で、他の事故の影響により渋滞停止中の大型貨物車に追突し、追突した普通貨物車の運転者（69歳）が死亡したもの。

災害原因となった問題点（危険要因）

普通貨物車の運転者が、前方注視不十分なまま漫然と進行、前方で停止中の大型貨物車に気付くのが遅れたこと。

災害防止対策

追突事故を防止するため、次の事項を運転者に指導徹底する。

- ① 予測運転を励行すること。
- ② 安全速度を守るとともに前方注視を怠らないこと。
- ③ 交通情報板を有効に活用すること。
- ④ 体調の維持管理と余裕を持った運転に努めること。

事例研究会における検討内容等〔ポイント…自動車専用道路における注意事項〕

1 発生状況の詳細

- ・ 追突された大型貨物車の運転者は、走行車線を時速60～70kmで進行中、前車が渋滞を知らせるハザードランプを点灯したのを認め、前車と同様にハザードランプを点灯し、前車に続いて停止、後続車両も停止したのを認めハザードランプを消し、サイドブレーキを引いた。その後、後続車は追越車線に進路変更していき、再び最後尾となったので、ハザードランプを再度点灯させて約1分後、普通貨物車が追突したものである。
- ・ 本件事故の原因については、追突した運転者が死亡しているため断定はできないものの、追突された運転者が「ハザードランプを点灯させ、渋滞の最後尾で停止中に追突された」と述べ、タコメーターも停止状態を記録していることや、路面には追突した普通貨物車の二条のスリップ痕が、濃く真っ直ぐに印されていること等の状況から、総合的に判断して、普通貨物車の運転者は、何らかの理由により前方注視不十分のまま漫然と進行、直前に迫り停止中の大型貨物車を発見、急制動するも間に合わず追突したものと推定される。
- ・ 死亡した運転者はI県において合成繊維加工販売業を営んでおり、6日前に自宅を出発し、仕事を終えて、深夜、Y市を出発、繊維を積載し自宅に帰る途中で事故を起こしたものである。

2 自動車専用道路における注意事項

- ・ この国道は、山間部を通り、急カーブ急勾配があるなど、道路環境が良くないため、制限速度も60kmに指定されている。しかし、この国道は高速道路と連結しているところから、運転者は高速道路と同感覚で運転しているのが現状である。
本件事故は、渋滞の最後尾で停止中の大型貨物車に普通貨物車が追突したもので、この種の事故が多いのもこの国道の特徴である。
- ・ 高速道路では渋滞の最後尾が最も危険地帯といわれているとおり、高速道路、自動車専用道路では、高速走行しているがゆえに、速度感覚、距離感覚が麻痺し、運転者は、高速道路等の危険性を忘れたまま、不十分な車間距離で走行していることが多い。高速道路等に特有の危険性を認識して、絶えず「何かがあるかもしれない」ことを予見しつつ、安全運転を心がけることが大切である。

3 災害防止対策の検討

① 予測運転の励行

高速道路や自動車専用道路では、交通事故や工事などによる渋滞、故障車両の停止、落下物など予期せぬ事態が発生し、特に夜間は見通しも悪く危険性が高い。このようなことから絶えず周囲の状況に注意し、不測の事態を予見しつつ運転すべきである。

② 安全速度の厳守と前方注視

本件は追突する直前に急制動していることから、何らかの理由により前方注視を怠り、漫然と進行したため、停止中の大型貨物車の発見が遅れたものと考えられる。よって、

◆安全速度を守る

◆運転中は絶えず進路前方の注視を怠らない
ことを心がけること。

③ 交通情報板の有効活用

交通情報板には、常に注意を払い、交通情報に基づいて安全運転に努める。

④ 体調の維持管理と余裕を持った運転

長距離運転や深夜に運転する場合は、運転者自ら体調の維持管理に努めるとともに、時間に余裕を持った運転をする。

4 まとめ

この事例の第1当事者を自社の運転者に置きかえて、上記3①～④についての運転者教育を実施していただきたい。

併せて、長時間運行、特に夜間運行を伴うものについて、過労運転防止の観点から見直し、走行計画、労働時間管理、健康管理等の適切な実施方を願います。